

寄稿

## 特別養子縁組の現状とアタッチメント形成の重要性 ～生みの親から育ての親への命のバトン～

萬屋 育子<sup>1</sup>

### はじめに

皆さん、こんにちは。今、ご紹介いただきました、CAPNA 理事長の萬屋と申します。どうぞよろしくお願ひします。今日、このいとすぎ祭、豊田看護大学の大学祭にお招きいただきましてありがとうございます。看護大学、医療を中心にした専門職の卵の方たちへ、今日のテーマでお話しできるのは、私にとっては大変うれしいことです。

昨年、このいとすぎ祭では、熊本の慈恵病院の蓮田先生をお招きして、日本でも画期的な慈恵病院の取り組み、このとりのゆりかごについてのお話がありました。私も去年参加させていただいています。その熊本で先月地震が起きました。1 か月たちましたが、まだ避難生活を続けてる方が見えます。慈恵病院の建物は大丈夫だったそうです。ほかの病院からのけが人を受け入れたり、近隣の患者を受け入れたりということで、なかなか活動は大変だと聞いています。自然災害は恐ろしいなとあらためて思いましたし、効果的な救護政策で一日も早く熊本の皆さんに日常の生活が戻ってくるよう願うばかりです。

自然災害も恐ろしいですけれどもきのう・おとこの事件は、本当に許せない。心から痛みを覚えています。かねがね虐待の対極にあるのは戦争だと思っています。この世の中で最も醜悪なものが戦争だと思っています。戦争につながるものは人間性を失わせてしまうと思います。命を大切にするのが医療の基本だと思ひますが、その対極に戦争があると考えています。

### このとりのゆりかごと赤ちゃん遺棄・置き去り事件

このとりのゆりかごは、匿名で名前を明かさずに赤ちゃんを受け入れます。唯一、日本で、このとりのゆりかごだけです。「捨て子を助長する、子どもの出自がわからない、だから子どもの権利を阻害している、反対する」という見解もあります。若い皆さんはどうお思ひですか。妊娠・出産というのは、私なんかはもう過ぎてしまいましたので、若い方の問題です。予期しない妊娠、思いがけない妊娠。皆さんの周辺で悩んでいらっしゃる方、困っていらっしゃる方はいないでしょうか。「捨て子を助長する」と言ひますけれども、男と女がセックスするときに、捨て子をしようなんて思ひてセックスするわけではない。「出自がわからない。」確かにそうです、でも命あってこそその出自を知る権利ではないでしょうか。私は「このとりのゆりかご」は命を救う最終手段だと思ひています。

生まれたばかりの赤ちゃんが命を失ってる例というのは多いのです。資料として 2014 年のインターネットや新聞に出た記事を集めたものがあります。12 件あります。これでも少なくなつたほうです。その前の年、前々年度は 20 数件から 30 件近くありました。「赤ちゃん縁組」や「このとりのゆりかご」が知られるようになって赤ちゃんが捨てられるというのは少し減つたかもしれませんが。生まれたばかりの赤ちゃんは無力で弱い、外に置いておくだけで死んでしまう。出産をした女性の体も危険にさらされます。

今年の 2 月でした、静岡で高校生の男女、高校 2 年生と 3 年生が逮捕されました。女子生徒が産んだ赤ちゃんを死なせて捨てたと報道されました。また、東京の虎ノ門の歯科医院に勤めてる女性が勤務先のトイ

<sup>1</sup> 特定非営利活動法人 CAPNA (子どもの虐待防止ネットワークあいち)

レで赤ちゃんを産み落としたという事件もありました。20代の女性でした。すぐに忘れてしまいがちです。昨年福井県でまだ寒い2月、16歳の高校生が赤ちゃんを産んで川に投げ捨てたという事件もありました。それから間もなく同じ福井でおばあちゃんが孫の産んだ子を殺した、そしておばあちゃんが逮捕された事件も報道されました。おばあちゃんも子どもも全く妊娠に気が付いてなかったと新聞に出ていました。

こんな時に近くにこうのとりのゆりかごがあれば、赤ちゃんも赤ちゃんを産んだ女性も救われます。熊本のこうのとりのゆりかごまで来る方は、必死で命懸けで赤ちゃんを運んでいると思います。

## 児童相談所について

私は児童相談所で長く働いていました。こうのとりのゆりかごと児童相談所にどんな関係があるのか。こうのとりのゆりかごに預けられた赤ちゃんは捨て子です。捨て子は児童相談所が管轄します。慈恵病院で健康チェックを済ませて、その後、熊本の児童相談所を通して乳児院に入ります。ここの大学の近くでもし捨て子があると、この地域を管轄する愛知県豊田加茂児童相談所が担当することになります。

児童相談所についてももう少しお話しします、虐待、赤ちゃんの縁組も児童相談所が関係します。児童相談所は、今では児童虐待に対応する機関として随分知られるようになりました。虐待だけでなく、児童相談所には18歳未満の子どものあらゆる相談が寄せられます。あらゆる相談とはどういうことかという、捨て子、虐待を受けた子、親が育てられないというのは養護相談です。知的発達が遅れている、知的障害の手帳が欲しいというのも数多く寄せられています、障害相談です。それから、非行、万引は触法、ぐ犯相談。14歳未満、中学2年生の誕生日が来ているか来っていないか。同じグループでやっても、誕生日が来ている子は警察から家庭裁判所に通告が行きます、14歳未満の子については児童相談所に通告がきます。育成相談として不登校、落ち着きがない、友達関係がうまくいかない、こういう相談も児童相談所には寄せられます。

## 子ども虐待について

虐待相談は、当事者からではなくて、第三者、特に学校、保育園、病院（病院からのものは深刻なものが多いです）からの通報によって始まります。急なことが多く対応が大変難しいです。そしてここ数年、児童相談所の虐待件数が増加し続けています。子どもに虐待をふるう危険な親が急に増えたということではありません。DV、夫婦間暴力で、18歳未満の子どもがいると心理的虐待として虐待の件数となります。夫婦間暴力で暴力が激しいときに警察を呼びます。そこに18歳未満の子どもがいるときは、子どもに直接手を出してなくても、子どもに暴力を振るってなくても、警察が児童相談所に通報します。心理的虐待です。家族の中に暴力があるというのは、たとえ直接暴力を振るわれなくても子どもにとってはつらいことです。兄弟がいる場合、今までは3人兄弟で1人が身体的虐待、あるいは性的虐待を受けているときは、虐待を受けている子のみ1件で計上していました。今では、残りの2人を心理的虐待2件で計上しますので児童相談所の虐待相談は増えています。

「DVや子どもの虐待が増えている。」と報道されると、時々年配の方で「今どきの若い親がこらえ性がなくなっている」とか「親の自覚が足りない」みたいなことをおっしゃる方が見えます。皆さん、どう思いますか。若い人が急に暴力的になっているわけではないです。子どもが言うことを聞かないときや妻が夫の言うことを聞かないときにたたいたり蹴ったりするのはしかたがないと長い間されていました。今でもまだそんな意識は残っています。「殴る・蹴る」に代わる子どものしつけ、家族のコミュニケーションを私たちはまだまだ身に付けていないと思います。テレビを見ていたら、虐待についてコメントしている番組でしたが、ある人が「子どもをたたくときに、親は愛情を持ってたたいてほしい。」とっていました。本質がわかってないコメントだと思いますが、そういう中で私たちは生活しています。若い人にお願いしたいのは、結婚して家族をもったときに手を出さずに、殴らずにコミュニケーションする方法を身に付けてほしいということです。

## 子どもを守る児童相談所の権限

児童相談所は懸命に虐待対応をしています、それでも児童相談所が関わっていて子どもが死亡したとき、児童相談所は責任追及されます。4年ぐらい前に名古屋市内で中学2年生の男子生徒が、母親の同棲（どうせい）相手だった男性に殺された事件がありました。児童相談所が関わっていましたので児童相談所の責任が問われました。というのは児童相談所に虐待などに対応する強い権限があるからです。施設入所ときは親の同意を得て入所させることが多いです。虐待で親が同意しないときにどうするか。児童福祉法28条では児童相談所が家庭裁判所に施設入所について申し立てをして家庭裁判所の承認をもらって入所させることができるとなっています。親が施設入所に同意しなくても家に帰さず子どもを守る方法があるということです。

児童福祉法29条の立ち入り調査。これは児童相談所が必要と認めれば、虐待、あるいは、虐待の恐れがあるときに立ち入り調査ができます。なかなか強い権限です。人の家に入って行くわけですからね。今ですと、いざとなれば、鍵は壊すことも窓ガラスを割って中に入ることも容認されるほどの強い権限です。

児童福祉法33条に一時保護があります。この一時保護は、保育園・学校・病院から通報が来たときに児童相談所はすぐ病院や学校に出向きます。今日、家に帰すのが危険だと判断したら、親の同意なしで子どもを保護することができます。その場から児童相談所の一時保護所に連れて来ることができます。親は「拉致された」「さらわれた」と騒ぎます。

さらに児童福祉法33条の7は、親権喪失、親権停止です。親の権利を喪失、あるいは、停止させるべく児童相談所長が家庭裁判所に申し立てができます。児童福祉法は親が子どもを守らない・子どもにとって親が危険なときは、児童相談所が代わって子どもを守る仕組みになっています。児童相談所は子どもの命・安全を優先しなければならない。そのために強い権限が与えられています。

ですから児童相談所がその権限を有効に使わずに子どもを死なせたりすると責任追及されます。当然のことですが、失った子どもの命は戻ってきません。謝って済む問題ではありません。私は児童相談所に勤務し

ているときは早めに、親子の関係が深刻にならないうちに一時保護するのがいいと思い、実践していました。情報不足で虐待状況でなかったこともありました。保護者に謝罪して状況を説明しました。判断が遅れて子どもを死なせたりするともう取り返しようがありません。

児童相談所に強い権限があるのはお分かりいただけましたか。

2000年にできた児童虐待防止法には、児童を虐待から守るために、虐待の種別、虐待の禁止などを明記しています。今日は医療の関係者が見えますけれども、学校の教職員、医師、保健師等は児童虐待を発見しやすい立場にあるとして早期発見、速やかな通報の義務があると虐待防止法にうたわれています。児童虐待防止法ができる前は、子どもを児童相談所に保護されると親は「拉致した」とか「何で勝手に連れていったんだ」と大騒ぎしていました。児童虐待防止法ができて15年、最近、大騒ぎする親は随分減りました。法律ができて、児童相談所が子どもを保護することが知られるようになってきたというふうに思います。

## 親の虐待で死亡している子ども

それでも、親の虐待で子どもが死亡する状況は続いています。

どれぐらいの子どもが死んでるか、年間、心中含めて大体100人ぐらい。虐待死と判断された、あるいはわかっているだけの人数です。公表されている数字は少しずつ減っていていますけれども、本当はわからない。見落としてるのもたくさんあるという報告が最近されました。本当に減ってきてるのかどうかはわからないけれども、年間100人を超えていたのが80、90、一番新しいのは69です。死亡している子どもの年齢では7割が3歳未満の小さい子、そして4割がゼロ歳児です。生まれてから3歳までの子ども達が、親の虐待で死亡してしまい大変危険だということになります。

ゼロ歳児の中でも、生まれてすぐの赤ちゃん、新生児が多い。新生児、生後0日の赤ちゃんが一番多く死んでいることと赤ちゃん縁組は大いに関係しています。死亡事例、重篤な事例を減らすことは緊急な課題だと思います。3歳未満の子どもに関わっている機関

は保健センター、病院など保健・医療機関です。児童相談所は出来事が起きてからしか対応できませんので、保健・医療機関が早期に発見する、あるいは、予防に努めるといことはとても大事なことだと思います。

## 児童相談所の DVD を見て

ここでちょっと児童相談所の DVD、私が刈谷児童相談センター長をしているときに、北海道の旭川放送局から取材を受けて、児童相談所の虐待対応について作成された番組の短縮版見ていただきましょうか。お願いします。

終わりました。私、何かすごい疲れた顔してると見えて思いました。相談所で仕事をしている間は本当に気が抜けなかったです。24 時間、365 日通報があったら動けなくちゃいけない、死亡事例は絶対に出さないといつも張りつめた気持ちでいました。

先ほど捨て子も児童相談所の管轄だと言いました。迷子も、日中に親が見つかる親に返しますが、夜まで見つからないときは、警察から児童相談所に子どもの保護依頼がきます。先ほどの DVD に出てきた 2、3 歳の子がふらふらしているときも児童相談所に通報が入りました。すぐに命の危険はないですが、そのまま放っておいて誰かに連れ去られたり、あるいは、交通事故に巻き込まれたりすると不測のことが起きると児童相談所の責任が問われます。あれだけ児童相談所に通報していたのに児童相談所は何もしなかったということになります。児童相談所は児童相談所長が必要と認めれば児童を一時保護できますから、親、保護者の同意なしで。

ふらふらしている 2、3 歳の子の事後談です。3 回通報がありました、2 回目も母に注意して引き取ってもらいましたが、3 回目は「アウト」と叫んで子どもを一時保護しました。しっかり親から事情を聴き、「お母さんが働く時間は保育園に預けましょう」と伝え、保育園に預けることができる状況をつくってから子どもを家庭に帰しました。すぐに命の危険があるわけではありませんが、放っておくと命を失うことにつながる、そんな時にも児童相談所は一時保護ができます。

## 親、家族と離れて生活する子ども達＝社会的養護について

児童相談所が一時保護した後、短期間で家に帰す子どももいますが、家に帰せない、帰さない子どももたくさんいます。親と離れて生活する子どもたち、社会的養護下にある子どもたちの人数は全国で約 4 万 6000 人です。15 歳未満の子ども人口は少なくなっていますが、親と離れて過ごす子どもたち＝社会的養護を必要とする子どもたちの数は減っていません。愛知県で約 1500 人、名古屋市で約 700 人の子ども達が家庭、家族から離れて生活しています。

現在、乳児院とか養護施設などで多数の大人が多数の子どもを見るという日本の社会的養護のシステムが現在問題になっています。日本では施設養護が 8、9 割です。先進的な諸外国では、ほとんどが里親。施設といっても、せいぜい 5～6 人ぐらい。日本ですと 5～6 人はファミリーホームです、家庭的養護に入っています。家族として子どもが生活する形態は、5～6 人の子どもと特定の大人というのがいいと思います。特定の大人が常時いることが大事だと思います。お互いの息遣いがわかる、お互いの気持ちが通じ合うというのが家庭、家族で子ども、特に乳児期に必要なと思います。日本は赤ちゃんも集団で、乳児院で生活しています。全国で 3000 人から 4000 人ぐらいの赤ちゃんたちが乳児院にいます。

## 里親制度と養子縁組制度

最初に話しましたが、児童相談所は親が子どもにとって危険な場合親から切り離すことことをやっています。もう一方の役割として代わりの親をつくるということも児童相談所はできます。里親制度は児童相談所が窓口です。里親希望者の家庭調査、登録の手続きなどをします。

里親と養子縁組、特別養子縁組はどう違うのか、なかなかわかりづらいと思いますが、里親は児童福祉法に基づいて児童相談所が管轄します。養子縁組、特別養子縁組は民法で決められています。養子縁組の審判、許可は家庭裁判所の権限です。里親と養子縁組・特別養子縁組には大きな違いがあります。里親は子どもを預かって一緒に生活しますが、法律的な親子

関係はない。そして原則 18 歳までです。養子縁組・特別養子縁組は法律的な親子関係です。男女の関係に例えるならば、事実婚・同棲と法律婚の違いでしょうか。入籍しますと別姓がまだ法律化されてませんので、名字は同一になりますね。養子縁組すると名字、姓が一緒になります。里親の場合は一定期間預かっているだけですので、実の親が親権を持ち、姓・氏は変わらずそのままです。

## 特別養子縁組

さらに養子縁組には、普通養子縁組と特別養子縁組があります。特別養子縁組というのは、6 歳までの子どもが対象で子どものための養子縁組です。この特別養子縁組の成立に、産婦人科の医者が大きく関わっています。

1973 年、昭和 48 年、私が愛知県の職員になった年です。東北宮城の菊田医師、産婦人科医の方ですが「偽の出生証明を出しています。」と違法行為を公にしました。妊娠に気づくのが遅く中絶できる時期を過ぎてから中絶したいと産婦人科を訪れる女性がいます。一方、「子どもがほしい」と不妊治療を訪れる子どもに恵まれない夫婦もいます。両方の橋渡しを産婦人科医師が偽の出生証明を出すことによってやっていたわけです。菊田医師が女性と赤ちゃんを救うためにはこの方法しかないと言わねばぬ気持ちでやってきたことを自らが非難されることは承知の上で公表したのです、当然、日本中大議論になりました。愛知県の産婦人科医会は菊田医師を告発し、菊田医師は一定期間、業務停止命令となりました。それから 10 数年を経て、昭和も終わりの昭和 63 年に特別養子縁組というのが民法に加わりました。

愛知県の産婦人科医会が優れていたのは、菊田医師を告発するだけではなく、自分たちができること、法律を遵守しての「赤ちゃん縁組無料相談」を県内のみならず全国から相談を受けてやり始めたことです。1976 年から 21 年間、愛知県産婦人科医会は活動し、1255 組の親子を誕生させています。最初は「普通養子縁組」、特別養子縁組制度ができてからは「特別養

子縁組」で、生まれてくる赤ちゃんを育てられない女性と子どもがほしいと願う夫婦の橋渡しをしてきたのです。自らを犠牲にしながら大きな一石を投じた菊田医師、画期的な「赤ちゃん縁組」の取り組みを始めた愛知県産婦人科医会、共に素晴らしい活動で敬意を表します。

お分かりいただけましたか。特別養子縁組は子どものための制度です。子どもの福祉のために特別に必要であることが認められることが成立の条件です。いったん成立すると、思春期に子どもが不良になったり、家出をしても、養親の側・親の側からの離縁はできないという厳しいものです。戸籍上は、長女・長男というふうに記載されます。普通養子縁組は養女・養子と書かれます。

## 「愛知方式」と呼ばれている赤ちゃんの里親委託

愛知県の児童相談所がどうして特別養子縁組と関係あるかということです。共著で出した「赤ちゃん縁組」<sup>2</sup>の本にそのいきさつが書いてあります。県内の児童相談所で児童福祉司をしていた矢満田さんが愛知県の産婦人科医会がやってる赤ちゃん縁組のやり方を勉強しに行き、それを児童相談所でもやり始めたというのが、「愛知方式」の始まりです。冒頭でお話ししましたが、児童相談所は育てられない赤ちゃんたちの相談に乗っています、赤ちゃんは乳児院にたくさんいる。矢満田さんは乳児院に行くと両手を差し出してくる赤ちゃんたちに心を痛めていました。「この子たちに親が必要だ、産婦人科医会の方法で児童相談所の子ども達にも親がつくれる」とひらめいたのではないのでしょうか。

でも新しいことをやるというのはとりわけお役所、公務員の世界ではなかなか厳しい。前例踏襲、前の人やっていたとおりにとりあえずやるのが慣習みたいなところがありますから。新しいことを始める、なんといっても赤ちゃん縁組はその子の一生に関わることですから慎重にならざるを得ない、そうした中で新しいやり方を始めるというのは本当に勇気の要ることです。でも、矢満田さんは「赤ちゃんにとってはこれが最良の方法」と周囲を気にせずコツコツとやってこられました。私はたまたま、矢満田さんと同じ職場で働く機会に恵まれ、「赤ちゃん縁組」の師匠としての関

<sup>2</sup>「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす－愛知方式が見つないだ命－矢満田篤二 萬屋育子 光文社新書

係が今でも続いています。矢満田さんのやり方が愛知県内の児童相談所に広がったということです。

矢満田さんのやり方というのは「妊娠中から相談にのる、生まれたら乳児院に入れずに養親候補の里親さんに委託する」のです。一般的に、赤ちゃんは病院から家庭に行きますよね、同じです。そして名前を付けるのは迎える夫婦・養親候補の里親さんです。名前を付けるというのは愛着を深めることになる。名前を付けることで、親として覚悟ができる、満たされていくのではないかと思います。矢満田さんはこれらのことを産婦人科医会から学んだとおっしゃっています。

さらに矢満田さんは子どもの視点から「子どもがほしい、赤ちゃんを迎えたい」夫婦に厳しい注文をつけました。ただ赤ちゃんが欲しい、こんな赤ちゃんが欲しいから児童相談所に里親として登録したい言っても駄目です。「赤ちゃん縁組」は子どもにとっての制度です、児童相談所は赤ちゃんにふさわしい夫婦を選びます。ふさわしい夫婦ってどんな夫婦？まずは年齢です、40歳。不妊治療40歳過ぎまで続けても恵まれずに児童相談所に来た方は「えーっ、なんで」と言われます。経済的なこと、子育ては体力がいりますから、新生児、生まれてすぐの赤ちゃんをお願いするのは、30代、せいぜい40代の初めぐらいまでです。里親登録をしてすぐに赤ちゃんとの出会いがあるわけではありません。

女の子と男の子、どちらの希望が多いと思いますか？ 私が仕事を始めた昭和40年代、その頃はまだ家の跡継ぎとか、家業を継がせたいということで男の子希望が多かったように思います。最近は女の子希望が8割、9割ぐらい、男の子はかわいそうぐらいです。でも男女は選べません、希望は受け付けません。

子どもの事情についても、事情はあれこれないほうがいいですが、無理な注文です。複雑な事情がない人はほとんど自分で子育てをしていて児童相談所に来ないです。児童相談所に来るなりの事情がありますので、理解していただける夫婦ということになります。どんな事情か、予期しない妊娠の背景は未婚、婚姻外、未成年、現役中学生・高校生などです。知的障害、精神障害で養育困難な状況の方もいらっしゃいます。深刻な性虐待、家族による性虐待。近親姦によって妊娠、あるいは見知らぬ人からの暴行を受けての妊娠もあります。親、周囲の人に言い出せず、産み月近くでようやく周辺が気が付いて児童相談所に相談がつ

ながることがあります。家族内での近親姦には兄妹もあります。

赤ちゃんを迎えたい一心でご夫婦は相談所に見えませけれども、「生まれてくる赤ちゃんを育てられない、養子に出したい」背景、事情にはこういう問題があると具体的に説明しますと「初めて知った、受け入れるのは無理だ」とおっしゃる方もいます。それはそれで仕方がないことです。赤ちゃん、子どもの背景を知り、事情を背負っていることを受け入れて、自分たちの葛藤を乗り越えていただかないと子どもとの出会いはないということです。

さらに、真実告知。「お母さんは産んでないけれども、血はつながってないけれど家族だよ。大事なこともだよ。」ということをおさいうちに、できたら小学校へ入る前に子どもに伝えてもらうことです。「生まれたときから一緒に暮らしているのだからわざわざ血が繋がってないと言いたくない、言う必要がありますか。」と尋ねられることがあります。子どもを受け入れるということは、子どもと血縁がないことも含めて受け入れることです。そんなこんなをクリアした人がやっと子どもに出会うチャンスがあるということです。けっこう、厳しいでしょう。それでも赤ちゃんとの出会いがほしい、自分たちの子どもとして育てたいと里親登録される方が見えます。この豊田、三好にも特別養子縁組の家族がたくさんお見えです。

私が出会った妊娠した女性、現役中学生、中学1年生が最年少です。夏休み前に出産しましたので、妊娠した時は小学生ですね。出産には養親候補の里親さんが立ち会っていただきました。小学生の妊娠・出産というの聞いたことがあります。大学生がバイト先で妻子ありの男性と親密になって妊娠、妊娠を告げるといなくなった。困り果てて親に相談して児童相談所につながってきたこともありました。若者だけではなく、もう30代、40代の成熟したというと語弊があるかもしれませんが、分別も知識もあるだろう大人の女性が予定外の子どもを身ごもってしまったということもあります。

矢満田さんが始めた「赤ちゃん縁組」は愛知県内の児童相談所に広がり、今では通常のケースワークとなっています。「愛知方式」と呼ばれています。愛知県以外の児童相談所ではあまり取り組みがされていません。これまでの実績は表1のとおりです。

表 1

愛知県分(名古屋〔政令〕市を除く) 新生児(養子縁組型) 里親委託・年度別集計表

単位＝人

昭和～平成年度	総数		新生児の性別		出産前相談の対応		里親と初対面時の新生児の生後日齢・日目									里親家庭へ新生児を引き取った日齢・日目				里親が命名した児童数						
	16年度	17年度	男	女	有	無	0日	1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～25日	26～30日	31日～	0～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～25日		26～30日	31日～				
							(注) 未調査のため、家庭へ引き取った日齢を適用						不明													
(昭)57年度 (平)5年度	16	4	1	2	不詳	3	9	1	2	1					3	9	1	2	1				未調査 (参考)			
6年度	6	2	4	3	3		3	2							1	1	3	1			1		出生届期 限内に対 面してい るケース のほとん どは里親 が名付け 親である			
7年度	5	2	3	2	3		2	2	1							4		1								
8年度	3	2	1	2	1		1		2							1	2									
9年度	4	3	1	3	1		2	1							1	3		1								
10年度	3	1	2	2	2		1	2								2	1									
11年度	5	5	0	3	2		3	1							3	3		2								
12年度	10	5	5	6	4		3	7							6	1	1	1		1						
13年度	8	6	2	6	2		1	7							2	4	2									
14年度	9	3	6	6	3		3	5	1						2	4		1	1	1	1					
15年度	8	1	7	4	4		2	4	2						1	4	2	1								
16年度	11	1	10	6	5		7	2	2						1	3	4	1	1	1	1					
17年度	7	2	5	2	2		2	1	1						1	3		1	1	1	1					
18年度	12	8	4	9	3		5	4	1	1					1	4		1	3		3					
19年度	10	8	2	10	0		3	7							3	4	1	1			1					
20年度	8	4	4	6	2		2	1	4				1		2	1	3				1					
21年度	7	6	1	6	1		3	4							5	2										
22年度	8	2	6	7	1		1	6	1						2	3	1	1	1							
23年度	9	5	4	7	2		0	4	4	1					2	2	3	2								
24年度	12	7	5	11	1		4	7	1						7	3	1				1					
25年度	10	6	4	9	1		1	6	1	1					3	2	2	1		1	1					
26年度	12	5	7	12	0		1	8	2	1					8	1	1	1			1					
27年度	14	8	6	14	0		2	9	1	1					5	6	1	1		1	1					
総計	197	96	101	不詳16	136	45	94.4%				4.6%			1.0%				77.7%				22.3%				101人 109人中 92.7%

注記：新生児は生後4週間未満の乳児で、生後日齢の0日目は、生後24時間未満を表します。

## 赤ちゃん縁組のメリット—愛着障害予防も

「産んでも育てられない」と困っている女性が安心して出産を迎えられ、「子どもがほしい」夫婦が生まれたばかりの赤ちゃんを迎えて喜ぶ、赤ちゃんは生みの親に育てられなくても歓迎してくれる夫婦の下で育つことができる——児童相談所の業務としてはめったにないほっとする、うれしい仕事です。産む側、迎える側のメリットはわかりやすいですね。赤ちゃんにとっても大きなメリットは生まれて間もなく愛着の対象を持てることです。

ある県外の里親さんのお話です。上の子は地元の乳児院から生後8ヶ月で迎えました。下のお子さんは縁あって愛知県の児童相談所を通して新生児で迎えました。「違いが何かありましたか」と聞いたことがあります。「抱かれ方が違う」とおっしゃいました。最初のお子さんを抱いたときは「固い、棒みたい。重かった」そうですが、新生児から引き取ったお子さんは「抱かれ上手、お母さんにうまく巻きついてくる感じ」だそうです。乳児院では大人に抱っこしてもらえる時間は圧倒的に少ない、抱かれ慣れてないです。これが愛着ではないでしょうか。乳児院の先生も頑張っただけですが、やむを得ないことです。どんなに職員がこの子を愛していても勤務、お仕事です。勤務時間が終わるとお別れです。大好きな先生と何度も別れを経験し、つらい思いを重ねていく。子どもはどんな気持ちになるのでしょうか。子どもは「私がどんなに泣いても帰ってしまう、大人を信用してはならない、信用すると痛い目に合う」と刻み込んでいきます、これこそが愛着障害です。特定の大人と親密な関係がないまま大人になると、親になったときに苦勞します。自分の子どもとどう接していいのかわからない。支援がないと虐待状況となりかねないのです。生まれて間もなく特定の大人と親密な関係を作る赤ちゃん縁組は愛着障害の予防になります。できるだけ早いうちに、特定の大人と安心安全の関係をつくるのが大事だと思います。

## 若い皆さんへ

「性的な関係を持つと妊娠する」ということを知ってほしい、認識してほしい、特に皆さんのような若い方に。広島で産婦人科をしている、河野美代子さん

「思春期外来」をされています。『さらば悲しみの性』<sup>3</sup>を書いてベストセラーになったことがあります。その先生がある雑誌<sup>4</sup>に書いてます。1回のセックスで妊娠する可能性はどれくらいあるのか。三択、手を挙げていただけますか。10%、30%と、50%です。30%が多かったですね、さすが医療系です。30%、結構な高率だと思います。私もたった1回のセックスで妊娠した方に出会ったことがあります。1回きりの関係だったので忘れていた、おなかだんだん大きくなった、きっと何か病気だということで親と一緒に病院受診。「妊娠しています」といわれ、親は真っ青、子どもの彼女ものすごく焦ってしまいました。予期しない妊娠、産んでも育てられないという相談でした。赤ちゃんを希望していた若いご夫婦に繋ぎました。たった1回のセックスで妊娠の確率30%。「セックスは命に直結しています。」ということをお肝に銘じてほしいです。

さらにもう一点、やはり河野美代子さんがこれだけは若い人たちに知ってほしいといってみえます。4月1日にセックスして妊娠した、中絶の時期はいつまでか、それから生まれる日はいつかということです。知識として知っておくことはとても大事です。中絶の可能な週数はたしか22週未満ですね。中絶可能な期日はお盆の8月13日まで、覚えやすいですね。それから赤ちゃんが生まれるのはクリスマスイブ。クリスマスプレゼントが赤ちゃんということになる。産婦人科の先生がおっしゃっていますので確かだと思います。中学生・高校生も大学生も知ってほしいです。

性暴力の被害にあったとき、会わないほうがいいに決まっています。でも知識として若者に知ってほしい。ワンストップ相談、愛知県内にもあります。警察に届け出るのにためらいがある、親にも言えないことがあります。それらを含めて相談に応じてくれます。緊急避妊薬を処方してもらえば妊娠は防ぐことができる、72時間以内と聞いています。あなたが知っていたら、お友達、相談されたときに役立つと思います。養子縁組から話が広がってきましたが、「赤ちゃんの養子縁組」は妊娠・出産と密接な関わりがあります。どちらも若い方が直面する問題です。

<sup>3</sup>さらば、悲しみの性 高文研 1985年刊分

新版 さらば、悲しみの性 河野美代子 集英社文庫

<sup>4</sup>季刊 児童養護第41巻第4号論壇「私の伝えたいこと」



## 赤ちゃん縁組・特別養子縁組を広めたい

「赤ちゃん縁組＝妊娠中から相談にのって生まれたばかりの赤ちゃんを養親候補の夫婦に橋渡しをする取り組み」を児童相談所が業務の一環として普通にやっているのは日本広しといえども愛知県内の児童相談所だけです。平成 22 年度から名古屋市児童相談所も始めました。矢満田さんが始めたのが昭和 57 年から 30 年以上続いている、だから「愛知方式」としてマスコミで取り上げられることが多いのです。

「予期しない妊娠で生まれてくる赤ちゃんを育てられない」相談はどこが受けているのかというと民間団体です。関東地域に拠点を置いて全国展開しています。第 2 種福祉事業として届け出が必要です。20 ぐらいの団体が届け出をしています。私は、虐待予防として、児童相談所が「赤ちゃん縁組」に取り組んでほしいと思っています。親の虐待で死亡する子どもの年齢で多いのは 0 歳児、とりわけ、0 日児です。そして、乳児院では全国で 3000 人以上の幼い子どもたちが親を待っています。私は児童相談所職員退職後、CAPNA でボランティア活動を続けています。子ども虐待防止団体 CAPNA の取り組みとして、「赤ちゃん縁組」を全国の児童相談所に広げようと伝達講習会、講演会をしています。「赤ちゃん縁組」は 0 日児死亡を減らすことに貢献できると確信しています。

マスコミで取り上げられ、広がり始めています。日本財団が提唱して 4 月 4 日は「養子の日」として制定されました。東京の日本財団の「養子の日」イベントにはたくさんの方が集まりました。「わが子として子ども・赤ちゃんを迎えたい」方は世の中にたくさんいらっしゃいます。子育てしたい夫婦にとって子どもさんに恵まれないというのは悲しいことです。子どもを迎えると家庭の雰囲気、夫婦の関係など大きく変わります。子どもは希望、宝物ということを実感されるようです。児童相談所の仕事としてその橋渡しができるのはとてもやりがいがあるというか、うれしいことですね。子どもにとっても親にとってもメリットがあり

ますが職員にとってもメリットがあると思います。

この特別養子縁組制度を若い皆さんが知っておくというのは、とても重要だと思います。予期しない妊娠、望まない妊娠で困ってしまうことが身近な人に起こるかもしれない、自分も含めてです。特に皆さんは将来、医療関係者として働かれる方が多いでしょうから、「予期しない妊娠」「不妊治療」に職場で出会うことがあると思います。あるいはもしかしたら皆さんが、結婚したけれども子どもに恵まれないという状況に遭遇するかもしれない。結婚年齢が上がってきたこととも関係があるように思いますが、不妊治療をされているご夫婦も結構多いです。お金と体力を使い果たして子どもにやっぱり恵まれなかったというときは痛みが大きいです。「特別養子縁組」も一つの選択として、自分たちが家族をつくる際の参考になると思います。

## さいごに

この平和な日本の中で、4 万人の子ども・赤ちゃんたちが親と生活できないということはとてもつらいことです。せめて赤ちゃんの内だけでも家庭で特定の大人にかわいがられて育ててほしいと願っています。そのために「赤ちゃん縁組・特別養子縁組」を広める活動を続けていきたいと思っています。皆さんもテレビ、新聞などでこうした問題が取り上げられた時には、ご覧ください。関心を持ち続けてください。

子ども虐待の話から里親・養子縁組の話まで幅広く取り上げました。説明が不十分でわかりにくかった点あったことをお詫びします。わからない、もっと知りたい方、いらっしゃいましたら遠慮なくおっしゃってください。CAPNA の事務局に来ていただいてもいいです。

DV 夫、DV 妻にならないように、虐待親にもならないでください。

若いみなさんにお話できて、うれしいです。ありがとうございました。

**資料** 2014 年 赤ちゃん遺棄・置き去り事件報道記事録 [2015. 3. 16. 萬屋作成]

生存 6 (男児 2 女児 4) 死亡 6 (男児 3 女児 3)

- |   |            |     |    |    |           |
|---|------------|-----|----|----|-----------|
| ① | 2014.1.6   | 東京  | 男児 | 死亡 | 母 23 歳逮捕  |
| ② | 2014.2.13  | 札幌市 | 男児 | 死亡 | 母 22 歳逮捕  |
| ③ | 2014.3.14  | 札幌市 | 男児 | 生存 |           |
| ④ | 2014.4.3   | 群馬県 | 女児 | 死亡 | 母 28 歳逮捕  |
| ⑤ | 2014.4.5   | 山形県 | 男児 | 生存 | 母 20 歳逮捕  |
| ⑥ | 2014.5.19  | 静岡県 | 女児 | 死亡 |           |
| ⑦ | 2014.9.11  | 埼玉県 | 女児 | 生存 |           |
| ⑧ | 2014.9.12  | 大分県 | 女児 | 死亡 | 少女 19 歳逮捕 |
| ⑨ | 2014.10.4  | 熊本県 | 男児 | 死亡 | 母 31 歳逮捕  |
| ⑩ | 2014.10.10 | 青森県 | 女児 | 生存 |           |
| ⑪ | 2014.10.25 | 滋賀県 | 女児 | 生存 |           |
| ⑫ | 2014.11.13 | 兵庫県 | 女児 | 生存 | 母 37 歳逮捕  |

## ① 2014.1.6. 朝日新聞 乳児の遺体持ち歩いた疑い 23 歳母を逮捕

生後間もない男児の遺体をバッグに隠していたとして、埼玉県警は 6 日、母親の東京都新宿区大久保 1 丁目、無職安保美奈代容疑者 (23) を死体遺棄の疑いで緊急逮捕したと発表した。

大宮署によると、安保容疑者は 5 日午後 8 時ごろ、生後 1 週間ほどと見られる男児の遺体をキャリアバッグ (縦 50 センチ、横 20 センチ、奥行き 35 センチ) に入れていた疑いがある。容疑を認めているという。安保容疑者は昨年未、自宅で出産したが、男児はまもなく死亡。遺体の扱いについて、さいたま市内の知人に相談したところ警察に行くように諭され、5 日夜に同署に自首したという。

男児に目立った外傷はなく、同署が死因など詳しい経緯を調べている。

**【続報】2014.1.24.〔産経新聞〕乳児の遺体をキャリアバッグに 死体遺棄罪で母親を起訴**

## ② 2014.2.13. 時事ドットコム：産婦人科前に乳児の遺体＝氷点下、紙袋に入れられ一北海道

13 日午前 6 時ごろ、札幌市豊平区美園四条の美園産婦人科小児科前に、生後間もない男児が置き去り②は司法解剖し死因の特定を急ぐとともに、男児を置き去りにした人物の行方を追っている。

同署によると、男児に目立った外傷はなく、へその緒が付いた状態だった。タオルにくるまれて紙袋に入れられ、小児科入り口前に置かれていた。紙袋の中には、発見した人に向けた手紙のようなものが入っていた。札幌管区气象台によると、同日午前 6 時の札幌市の気温は氷点下 3.5 度だった。

**【続報】2014.2.15. 河北新報 乳児の遺体遺棄容疑 道警、22 歳母親を逮捕**

**【続報】2014.3.11. 日テレ NEWS24 同じ病院に 2 度も…女を再逮捕 (北海道)**

**【続報】2014.5.8. 札幌テレビ“赤ちゃん遺体置き去り”に有罪判決 (北海道)**

## ③ 2014.3.14. 札幌テレビ・商業施設で乳児置き去り (北海道)

札幌市西区の大型商業施設の女子トイレで、生後、間もない赤ちゃんが置き去りにされているのが見つかりました。命に別条はなく、警察で置き去りにした人物の行方を追っています。

午後 3 時 20 分ごろ、札幌市西区琴似 2 条 1 丁目の大型商業施設の女子トイレの床に、女の赤ちゃんが置き去りにされているのを買い物客が見つかりました。命に別条はありませんでした。

警察によりますと、赤ちゃんは生後 1 か月ほどとみられていて、ピンク色のベビードレスなどを着て、近くには着

替えや、ほ乳瓶が入ったビョウ柄のバッグなどがあったということです。警察で赤ちゃんを置き去りにした人物を捜査しています。

④ 2014.4.3.TBS-NEWS：赤ちゃん遺体を自宅トイレに遺棄した疑い、女逮捕

群馬県太田市で、出産したばかりの赤ちゃんの遺体を自宅のトイレに遺棄したとして、28歳の女が逮捕されました。死体遺棄の疑いで逮捕されたのは、太田市のアルバイト、村岡沙織容疑者(28)です。村岡容疑者は先月上旬、自宅のくみ取り式トイレ内に、出産したばかりの男の赤ちゃんの遺体を遺棄した疑いが持たれています。村岡容疑者は母親と弟、9歳の息子と住んでいて、2日午後、清掃業者がくみ取り式トイレの清掃に訪れた際に便槽の中から赤ちゃんの遺体を発見しました。

警察の取り調べに対し、村岡容疑者は「遺体を遺棄したことに間違いありません」と容疑を認めているということです。家族は村岡容疑者の妊娠に気づいていなかったということで、警察は今後、詳しいいきさつを調べる方針です。

2014.4.4. 毎日新聞 太田の乳児遺体：遺棄の疑いで出産の母逮捕／群馬

⑤ 2014.4.5. 山形放送 母親とみられる県内女性から聴取（山形県）

この事件は3日午後7時前、新庄市萩野の児童養護施設「双葉荘」で、生まれて間もない男の赤ちゃんが置き去りにされているのが見つかり、警察が保護者の行方を捜している。新庄警察署によると、赤ちゃんの母親とみられる県内に住む女性から、4日夜から任意で聴取を始めたという。聴取は5日も行われており、警察は保護責任者遺棄の容疑も視野に、置き去りにした経緯などについて事情を聴いている。赤ちゃんはへその緒が付いた状態で見つかり、母親は医療機関以外で出産した可能性が高いとみられている。赤ちゃんは現在、病院に入院しているが、健康状態に問題はないという。

【続報】20歳の母親逮捕、新生児置き去りで（山形県）[4/10 21:22 山形放送]

⑥ 2014.5.19. 西日本新聞 静岡・沼津、海岸に女兒の遺体 遺棄容疑で県警捜査

19日午前7時20分ごろ、静岡県沼津市大塚の海岸で、ごみ拾いをしていた男性が、生後間もない女兒の遺体を発見、110番した。県警沼津署は死体遺棄事件とみて捜査している。

沼津署によると、女兒は布のようなものにくるまれ、波打ち際から数十メートル離れた海岸に不法投棄されていたごみの中から見つかった。埋められたような形跡はなかった。遺体の状況から死後1カ月未満とみられる。同署は司法解剖して死因を調べるとともに、身元の特定を進めている。

現場はJR東海道線片浜駅から西へ約1キロ。

⑦ 2014.9.11. 埼玉新聞 へその緒付いたままの女兒、養護施設前に置き去り／上尾

11日午後2時35分ごろ、上尾市小敷谷の児童養護施設の男性職員から、「施設の正門前に赤ちゃんが捨てられている。捨て子かもしれない」と110番があった。

上尾署によると、赤ん坊は女兒で、へその緒が付いたままだった。施設の女性職員(30)が、紺地に白色と薄緑色のボーダーのトートバッグ(縦30センチ×横40センチ×奥行き10センチ)の中に、大判のタオルに包まれた女兒を発見した。意識はあり、県内の病院に搬送され検査を受けている。バッグ内には、親とみられる人物からのメモが残されていた。

同署は保護責任者遺棄事件の疑いもあるとみて、女兒の身元を調べている。

⑧ 2014.9.12. OBS 大分放送 空き家に乳児遺棄疑いで少女(19)逮捕

中津市の空き家で生後まもない赤ちゃんの遺体が見つかった事件で、警察は12日夜赤ちゃんの母親とみられる

19歳の少女を死体遺棄の疑いで逮捕しました。少女は「私が産んで捨てた」と供述し、容疑を認めているということです。この事件は12日午前9時過ぎ、中津市高瀬の空き家の庭で赤ちゃんの遺体が発見されたものです。警察によりますと、遺体は女の子で裸のまま仰向けの状態で、へその緒が付いていたということです。警察は聞き込み捜査などから赤ちゃんの母親とみられ、現場近くに住む19歳の少女を割り出し、死体遺棄の疑いで逮捕しました。少女は取り調べに対し容疑を認め、「私が産んで捨てた」「誰にも言えなかった」と供述しているということです。警察の調べによりますと、少女は今月8日の夜、自宅で1人で出産し、赤ちゃんを衣類にくるんで空き家まで歩いて運んだということです。警察は今後遺体を司法解剖して死因を調べるとともに犯行のいきさつや動機を調べる方針です。

**\* 2014.9.25. 産経新聞「出産直後で疲弊…」乳児殺害の母親に、裁判員ら「温情判決、神戸地裁**

産んだばかりの男児を窒息死させ、神戸市のコインロッカーに遺棄したとして、殺人などの罪に問われた母親の無職斉藤明子被告（30）の裁判員裁判で、神戸地裁は25日、殺人罪の法定刑の下限である懲役5年を下回る懲役3年（求刑懲役7年）の判決を言い渡した。

佐茂剛裁判長は判決理由で「当時は出産直後で疲弊し、冷静な判断ができなかった。計画性はなく反省もしている」などとして、刑を軽減した。判決によると、昨年7月、神戸市のインターネットカフェのトイレで男児を出産。直後に窒息死させ、その後、コインロッカーに遺棄した。

**⑨ 2014.10.4. 熊本日日新聞「ゆりかご」に男児遺体 県警、遺棄容疑で捜査**

3日午後8時33分ごろ、熊本市西区島崎6丁目の慈恵病院で、同病院職員から「このとりのゆりかご（赤ちゃんポスト）に赤ちゃんが入れている。赤ちゃんは死亡している」と熊本南署に通報があった。県警はゆりかご内で遺体を確認、死体遺棄事件とみて捜査している。

熊本南署の調べによると、赤ちゃんは生後間もない男児で、身長53センチ、体重約3200グラム。着衣はなく、あおむけの状態だった。目立った外傷はなく、へその緒などはついていない。手紙やメモなどは残されていないという。遺棄されたとみられる男児は、午後8時29分ごろ、同病院の女性看護師が発見したという。

ゆりかごは産科・小児科棟南側にあり、屋内の保育器に子どもが預け入れられると、扉が自動的にロックされる仕組み。同時にナースステーションと新生児室のブザーが作動し、職員がただちに子どもを保護し、熊本南署に連絡を入れる体制を取っている。ゆりかごは親が育てられない赤ちゃんを匿名でも受け入れる施設。同病院が2007年5月に全国の病院で初めて開設した。今年3月末までの約7年間に預け入れられた子どもは101人。健康状態が良好だったのは86人で、治療を要した子が15人。遺体で見つかった事例はなかった。

同病院の蓮田健産婦人科部長は「非常に残念。亡くなった赤ちゃんを預けることは理解に苦しむ。捜査状況を見守りたい」と話した。

熊本市が設置する有識者による専門部会は9月26日、ゆりかごの運用状況を検証する報告書を公表。危険な自宅出産をして預けたとみられるケースが増えていることを踏まえ、「生命に関わる事故がいつ起きても仕方がない」と指摘していた。

**2014.10.7. 熊本日日新聞「全国的な相談体制充実を」 幸山市長**

熊本市の慈恵病院に設置されている「このとりのゆりかご（赤ちゃんポスト）」に男児の遺体が遺棄された事件を受け、幸山政史市長は6日、国に対し全国的な相談体制の充実を求める考えを示した。同日の市議会閉会後会見で述べた。

9月に市要保護児童対策地域協議会の専門部会がまとめた報告書も、遠距離移動や今回の事件のような自宅出産など高リスクの事例が増えていることを指摘。全国で相談環境を整える必要性を強調した。

同専門部会が今後事件を検証する方針で、「ゆりかごの存在と事件の関わり、母親にどんな影響を与えたかなどをしっかりと検証しないといけない」と述べた。（平井智子）

## 【続報】 2014.12.5. 熊本県民テレビ

今年 10 月、熊本市の慈恵病院が設置する「こうのとりのゆりかご」いわゆる赤ちゃんポストに自宅で出産した男の赤ちゃんの遺体を遺棄したとして死体遺棄の罪に問われた女の初公判が、5 日開かれた。女は起訴内容を認め、検察が懲役 1 年を求刑した。死体遺棄の罪に問われているのは山鹿市中の無職山下舞子被告 (31)。起訴状などによると、山下被告は今年 10 月 3 日、自宅で 3 日前に産んだ男の赤ちゃんの遺体の処置に困り、熊本市の慈恵病院が設置する「こうのとりのゆりかご」いわゆる赤ちゃんポストに遺体を入れたとして死体遺棄の罪に問われている。きょうの初公判で、山下被告は「間違いない」と起訴内容を認め、「無事に産まれたら育てるつもりだった」「赤ちゃんポストに入れたら供養してくれると思った」と話した。検察側は「結婚せずに子どもを産めば両親に怒られると思い、妊娠を隠して自宅出産した」、「自分本位で身勝手な動機に酌量の余地は全くない」と指摘し、懲役 1 年を求刑した。一方、弁護側は「身の危険がある自宅出産をしなければならないほど追いつめられていて犯行に至る経緯には同情の余地がある」と述べ、執行猶予付きの判決を求めた。判決は今月 17 日に言い渡される予定だ。

## ⑩ 2014.10.10. テレ朝 NEWS 泣き声が…袋に入った赤ちゃん発見 青森 (10/10 05:50)

青森県弘前市の住宅の敷地で、袋に入れられた赤ちゃんが見つかりました。赤ちゃんは、意識はあるものの衰弱していたということです。

9 日午後 0 時半ごろ、弘前市で、赤ちゃんの泣き声に気付いた人が隣の家の敷地をのぞいたところ、袋に入れられた赤ちゃんを見つけ、警察に通報しました。赤ちゃんは女の子で、へその緒が付いたままの状態でした。救急車で市内の病院に運ばれ、警察などによりますと、赤ちゃんは、意識はあるものかなり衰弱していたということです。警察は、この家に住む少女が何らかの事情を知っているとみて、任意で事情を聴いています。

## ⑪ 2014.10.25. 中日新聞 滋賀・長浜の高速道下に新生児置き去り

24 日午後 4 時 40 分ごろ、滋賀県長浜市保田町の北陸自動車道高架下の市道に置かれた段ボール箱に乳児が入れられ、置き去りにされているのを、市内の男子高校生 (16) が発見した。長浜署は保護責任者遺棄容疑で調べている。

署によると、女の子で身長約 40 センチ。生後間もないとみられ、へその緒が付いていた。箱の中から泣き声が聞こえたため、高校生がのぞき込んだところ、乳児が横たわっていたという。衣服を身につけておらず、白色のバスタオルに巻かれていた。乳児は低体温症の疑いがあるとして市内の病院で治療を受けているが、命に別条はない。

現場は、同自動車道長浜インターチェンジから北へ約 1 キロ離れたところで人通りは少ない。

## ⑫ 2014.11.13. 産経新聞 「育てることができません…」へその緒ついた女兒を医院前に放置

13 日午前 6 時 20 分ごろ、兵庫県新温泉町細田の医院の玄関に、生後間もない女兒が放置されているのを家人が見つけ、兵庫県警美方署に通報した。女兒は鳥取市内の病院に搬送され、命に別条はなく元気だという。美方署は保護責任者遺棄の疑いで調べている。

同署によると、女兒はへその緒がついた状態で、裸のままキルティング地の布にくるまれ、白いかごに入っていた。「育てることができません。お願いします」と書かれた手書きのメモも入っていたという。医院は湯村温泉の近くにあり、発見当時人通りは少なかったが、家人が新聞を取りに出て気づいた。

13 日朝は冬型の気圧配置が強まり、隣接する香美町の気温は今季最低の 6・1 度を観測した。

## 2014.11.15. 神戸新聞 泣きながら警察に「赤ちゃん捨てた」新生児置き去りの女、容疑で逮捕 兵庫

兵庫県新温泉町の医院玄関前に生後間もない女兒が置き去りにされているのが見つかった事件で、美方署は 15 日、保護責任者遺棄の疑いで、同町湯のパート従業員の女 (37) を逮捕した。

逮捕容疑は 12 日午後 11 時半ごろ、同町細田の医院玄関前に、同日出産した女兒を置き去りにした疑い。女兒は

13 日朝に発見され、鳥取市内の病院に運ばれたが、健康状態に問題はないという。

同署によると、女は 14 日午後 7 時前、自宅近くの交番を訪れ、警察官が不在だったため美方署に電話し、「赤ちゃんを捨てました」と泣きながら話したという。女は旅館に勤務し、一人暮らしだったという。